

# 日本文理大学校友会会則

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 本会は、文理学園校友会より認定を受けた校友会組織であり、日本文理大学校友会（以下「本会」という。）と称する。

### (目的)

第2条 本会は、日本文理大学（以下「大学」という。）の建学の精神「産学一致」に基づいた産業及び地域経済の振興のため、会員相互の研鑽と親睦を図り、もって母校の発展に寄与することを目的とする。

### (事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 会報、名簿、その他図書印刷物の刊行、会員データベースの作成
- (2) 学術、文化に関する援助、研究会等の開催
- (3) 求人、求職等の就職支援
- (4) 会員相互の親睦
- (5) 大学と文理学園校友会との連携・協力
- (6) 在学生に対する援助・奨学金事業
- (7) その他前条の目的達成に必要な事業

2 前項に関わる会員情報の取扱い規程は別に定める。

### (本部及び支部)

第4条 本会は、本部を大分市一木 1727 の大学内に置き、各都道府県等に支部を設けることができる。

2 本部に事務局を置き、本会の事業の実施、資産の管理、運営に関する事務を処理する。事務局には、事務局長及び事務職員をおく。

3 支部に関する規程は、別に定める。

## 第2章 会員

### (会員)

第5条 本会の会員として資格を得られる者は、次に掲げる者とする。

(1) 大分工業大学及び日本文理大学卒業生(他の大学から進学した大学院修了生を含む。)、NBU メディカルカレッジ及び日本文理大学医療専門学校卒業生

(2) 本会の趣旨に賛同する団体又は個人。うち、卒業生保護者については、ファミリー会員とする。

(3) 大学の教職員並びに教職員であった者

(4) NBU メディカルカレッジ及び日本文理大学医療専門学校の教職員であった者

2 大学の在学生（他の大学から進学した大学院生を含む。）は準会員とする。

### (会費)

第6条 本会の会費は、入会金として金 5,000 円及び終身会費金 20,000 円を納入しなければならない。大学一木会会員及び卒業生保護者については、入会金を徴収せず、終身会費金 5,000 円とする。

2 NBU メディカルカレッジ及び日本文理大学医療専門学校卒業生のうち、日本文理大学

医療専門学校校友会非会員については、入会金は徴収せず、終身会費 20,000 円とする。

3 既納の会費は、これを返還しない。

4 準会員に関する必要な事項は、別に定める。

(連絡先等変更の届出)

第7条 会員は、その住所、氏名、勤務先等を変更したときは速やかに本会に届け出るものとする。

(資格の喪失)

第8条 会員が、次の各号の一に該当するときは、その資格を喪失する。

(1) 退会

(2) 死亡、失踪宣告を受けたとき

(3) 第10条の規定により除名されたとき

(退会)

第9条 会員で退会しようとする者は、理由を付して退会届を提出しなければならない。

(会員の除名)

第10条 会員が、次の各号の一に該当するときは、役員会の議を経て、会長がこれを除名することができる。

(1) 本会の規定に違反したとき

(2) 本会及び母校の名誉を著しく傷つける行為のあったとき

(3) その他前各号に準ずる行為をしたとき

### 第3章 役員

(役員)

第11条 本会に、次の役員をおく。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 3名

(3) 運営委員 若干名

(4) 事務局長 1名

(5) 監事 2名

(6) 会計 若干名

(名誉会長、顧問、相談役)

第12条 本会に、名誉会長、顧問及び相談役を若干名おくことができる。

2 名誉会長は、大学学長が就任する。

3 顧問及び相談役は、役員経験者の中から会長が推薦し、役員会の承認を得て、会長がこれを任命する。

4 名誉会長は、重要事項について会長と協議を行い、かつ、役員会に出席して意見を述べることができる。

5 顧問及び相談役は、会長より諮問を受けたときは、諮問事項につき役員会にて意見を述べることができる。

(役員を選任と罷免)

第13条 役員は、次の方法により選出する。

(1) 会長は、学長が会員の中から推薦し、役員会で承認する。

(2) 会長以外の役員を選任については、学長と会長が協議の上推薦し、役員会において承認する。

(3) 前号の役員のうち若干名は、大学の役職者の中から選任する。

- (4) 運営委員のうち2名は、学長の推薦により大学教職員から選出することができる。
- (5) 事務局長は、大学の卒業生であり、かつ、大学教職員である者から選任する。
- 2 前項第3号の大学の役職者で就任している者は、その職を退いた時は、役員の職を失うものとする。
- 3 第8条により会員の資格を喪失した役員は、罷免することができる。
- 4 役員に選任された者は、本会に入会し、会費を納入しなければならない。  
(役員の職務)

第14条 役員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 事務局長は、事務を統括する。
- (4) 運営委員は、役員会の決議又は会長の命をうけて本会の業務を執行する。
- (5) 監事は、本会の会計及び財務を監査し、役員会において報告しなければならない。
- (6) 会計は、本会の金銭出納に関する一切のことを処理する。  
(役員任期)

第15条 役員任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、後任者が決定するまでは引き続きその職務を行うものとする。

- 2 任期途中で役員に欠員が生じた場合は、その補欠の役員を役員会において選任しなければならない。この場合の任期は前項の規定にかかわらず前任者の残任期間とする。  
(役員報酬)

第16条 役員は、無給とする。ただし、役員が役員会に出席するために要する交通費は、その実費を支給することができる。

#### 第4章 総会

(総会)

第17条 総会は、毎年1回会長がこれを招集し、会務を報告しなければならない。ただし、役員会構成員の3分の1以上の請求があったときは、会長は30日以内にこれを開催しなければならない。

- 2 総会を開催し得ない場合は、役員会をもってこれに代えることができる。

#### 第5章 役員会

(役員会)

第18条 役員会は、会長がこれを招集して議長となる。

(役員会の開催)

第19条 役員会は、必要に応じて開催する。また、その構成員の半数以上から会議招集の申し入れがあったときは、会長は役員会を招集しなければならない。

(役員会の構成)

第20条 役員会は、第11条の役員をもって構成する。

(役員会の審議事項)

第21条 役員会は、次に掲げる事項について審議し、議決する。

- (1) 事業計画
- (2) 収支予算
- (3) 事業報告及び収支決算報告の承認
- (4) 役員を選任

- (5) 会費の改定
- (6) 会員の除名
- (7) 会則の改正
- (8) 解散
- (9) 支部の登録および抹消
- (10) その他重要な事項

2 前項の議決は、文理学園校友会長の承認を要するものとし、その承認を得て効力を生じる。

(役員会の招集)

第22条 役員会を招集するときは、会議期日の1週間前に会議の目的、日時、場所、その他付随する事項を記載した招集通知状を発送しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、役員会は役員全員の同意を得ることにより、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(役員会の成立)

第23条 役員会は、その構成員の過半数の出席がなければその会議を開き、議決することはできない。ただし、委任状提出者は、これを出席したものとみなす。

(役員会の議決)

第24条 役員会は、出席者の過半数の賛成をもってこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。ただし、会則の改正及び解散は構成員の3分の2以上の賛成を必要とする。

(役員会の議事録)

第25条 役員会の議長は、議事録を作成し、議長が指名した2名の署名を得て保存しなければならない。

## 第6章 会計

(経費)

第26条 本会の経費は、入会金、終身会費、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

(事業計画及び予算)

第27条 本会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎会計年度前、会長がこれを編成し役員会の議決を経なければならない。事業計画及びこれに伴う収支予算を変更した場合も同様とする。

2 本会の決算に剰余金が生じたときは、翌年度に繰り越すものとする。

(会計年度)

第28条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第7章 雑則

(解散)

第29条 第21条及び第24条の規定により、本会を解散することができる。

(残余財産の処分)

第30条 本会の解散のときに有する残余財産は、役員会の議決を経て、大学に寄付するものとする。

## 附 則

1 本会則は、設立発起人会開催の日（平成26年1月25日）からこれを施行する。

2 本会の設立当初の役員は、第13条第1項の規定にかかわらず、設立発起人会で選任された者をもってこれに充て、その任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、平成29年3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。

附 則

本会則は、平成28年5月29日からこれを施行する。

附 則

本会則は、平成29年2月19日からこれを施行する。

附 則

本会則は、令和7年4月1日からこれを施行する。

附 則

本会則は、令和7年5月24日からこれを施行する。